

環境モデル都市を目指して

倉吉市環境基本計画



平成 1 7 年 1 月

倉 吉 市

はじめに

倉吉市は、西に秀峰大山を望み、市街地には本市のシンボルである打吹山があり、県内三大河川の一つである天神川がゆったりと流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、悠久の歴史を持つ遺跡伯耆国府跡をはじめとする多くの文化遺産や白壁土蔵群周辺の落ち着いたたたずまいを見せる伝統的建造物群保存地区など文化の薫る町でもあります。これらの美しい自然環境や文化環境を守り育て、より快適な生活環境を創りだしていくことが、私たちの責務であると思います。

しかしながら、このような環境を守り育てていくことは容易なことではありません。身近な問題として家庭から出る廃棄物（ごみ）の排出量の増大、ごみのポイ捨てや不法投棄、河川等への生活排水の流入による水質汚濁などの問題があります。一方、地球規模では、地球温暖化などの問題が深刻化しております。

地球温暖化等の地球規模の問題については京都議定書の発効、完全実施等に期待をしているところです。本市としては、市民・事業者・行政が一体となって環境モデル都市倉吉を実現していくことにより、生活に身近な問題から環境問題の解決を図ろうと考えております。

このため、本市は、平成12年4月には倉吉市環境基本条例を制定し、平成15年8月には環境基本方針を定め、平成16年3月にはISO14001を認証取得し、環境への負荷の低減を図り環境にやさしいまちづくりに努めてまいりましたが、さらに、快適な生活環境を構築するため「倉吉市環境基本計画」を策定しました。今回の計画の策定にあたりましてご尽力をいただきました倉吉市環境審議会委員の皆様をはじめ、ご指導・ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けてより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画に基づき市民・事業者・行政が一体となって環境に配慮した行動を行うことにより、より良い環境を次の世代に引き継いでいきたいと願っております。

平成17年1月

倉吉市長 長谷川 稔

目次

第1章 倉吉市環境基本計画とは

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の範囲	3
4 計画の期間	3

第2章 倉吉市の概要

1 人口	4
2 位置・地勢	5
3 気象	6
4 産業・経済	7

第3章 環境モデル都市倉吉をつくる

I 循環型の都市づくり

1 ごみの発生防止	8
2 リサイクルの推進	13
3 廃棄物の適正処理	16
4 エネルギーの消費削減	19

II 環境が良好な状態に保持される都市づくり

1 さわやかな大気を守る	22
2 静かなまちをつくる	25
3 きれいな水を守る	31
4 土壌汚染と地盤沈下の防止	33
5 環境の美化推進	33

Ⅲ 快適な環境と美しい景観のある都市づくり	
1 都市景観と緑を守る	3 5
2 生き物の生息環境を守る	3 7
3 自然とのふれあいを進める	3 8

Ⅳ 地球の環境を守る	3 9
------------	-----

第4章 環境都市づくりを進めるために

1 環境啓発活動	4 0
2 環境に関する情報の提供	4 1
3 環境に対する監視・調査体制の整備	4 2
4 計画の推進体制	4 2

資料

1 用語解説	4 4
2 倉吉市環境基本条例	5 0
3 騒音・振動・悪臭規制地域図	5 3
4 倉吉市生活排水処理計画図	5 7
5 保存樹・保存林一覧	5 8
6 倉吉市環境審議会委員名簿	5 9

第1章 倉吉市環境基本計画とは

1 計画策定の目的

我が国においては、1955年（昭和30年）頃からの高度成長に伴う公害や国土の急激な開発と自然環境の破壊の進行に対して、1967年（昭和42年）には公害対策基本法が、1972年（昭和47年）には自然環境保全法が公布され、環境政策はこの2法を基本として推進され、産業公害の克服や優れた自然環境の保護に大きな成果を収めてきました。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動の様式が定着し、自動車の排気ガスによる大気汚染、工場からの排水や家庭からの生活排水による河川の水質汚濁、大量のごみの発生など私たちの通常の事業活動や日常生活が自らの生活環境に悪影響を及ぼすようになりました。

また、世界的には地球規模での環境問題が深刻化しており、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン（48ページ参照）等）の増大による地球の温暖化が、気候、生態系（47ページ参照）等に悪影響を及ぼすおそれがあるため、1992年（平成4年）にリオ・デジャネイロ（ブラジル）で開催された地球環境サミットにおいて温室効果ガスの濃度を安定化することを目的として国連気候変動枠組条約が締結されました。また、その目的を達成するため、1997年（平成9年）に京都で開催された第3回締約国会議において、先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目標を定めた京都議定書が採択され、我が国においては1990年（平成2年）比で2008年（平成20年）～2012年（平成24年）の間に6%削減することが義務づけられており、本年2月に発効されることとなりました。

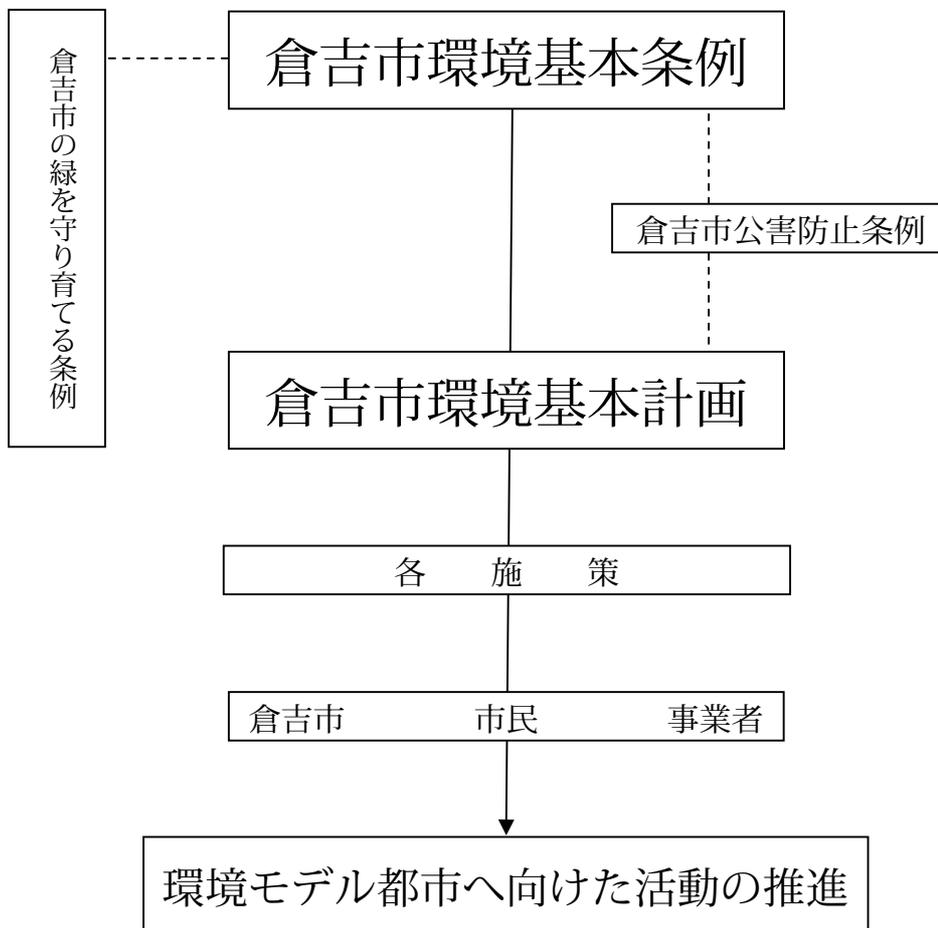
このようななか、国においては、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、現在はもちろん、将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として1993年（平成5年）に環境基本法が施行され、これに伴い倉吉市においても、環境をより質の高いものとして、これを将来の世代へ引き継いでいくため、2000年（平成12年）4月に倉吉市環境基本条例を施行しました。

倉吉市環境基本計画は、倉吉市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、環境保全に関する基本的な計画であり、市・事業者・市民などが、それぞれの役割分担と協力のもとに、良好な環境を将来の世代に引き継いで行くため、長期的な視野に立った施策を定め推進方策などを明らかにします。
- (2) この計画は、環境保全に関する施策の基本的な方向を示すものであり、市における環境保全に関する施策は、この計画に基づき策定・実施するものとします。

図表1 計画体系図



3 計画の範囲

この計画の対象地域は、倉吉市全域とします。

この計画の対象の範囲は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 資源の循環的利用や廃棄物の適正処理
- (2) 公害の防止などの生活環境の保全
- (3) 自然環境の保全
- (4) 地球環境問題（47ページ参照）への取り組み

4 計画の期間

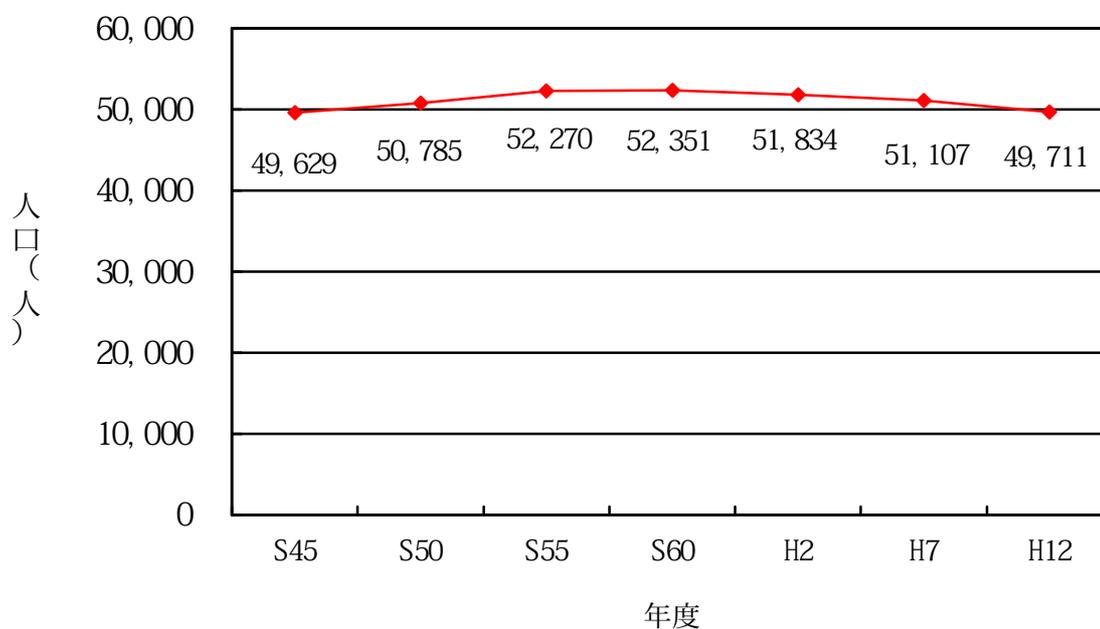
この計画の期間は、平成17年1月から平成27年3月までの10年間とします。ただし、平成27年3月までには、社会経済情勢の変化や科学技術の進展及びこれらにともなう環境問題の変化が生じることが考えられることから、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 倉吉市の概要

1 人口

本市の人口は、昭和45年の4万9千629人（国勢調査）を最低として、その後ゆるやかな上昇傾向を示していましたが、昭和60年の5万2千351人（国勢調査）が平成2年には5万1千834人（国勢調査）、平成7年には5万1千107人（国勢調査）、平成12年4万9千711人（国勢調査）となり減少傾向を示しています。

図表2 倉吉市の人口の推移



（国勢調査から）

2 位置・地勢

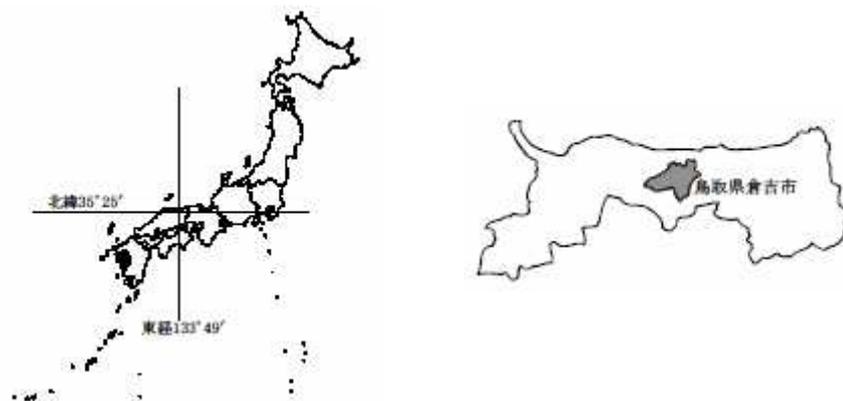
本市は、鳥取県のほぼ中央に位置し、最東端は東経133度53分(栗尾)、最西端は東経133度38分(河来見)、最南端は北緯35度19分(広瀬)、最北端は北緯35度29分(穴窪)の地点にあつて、総面積は174.50㎏を有し、日本海にそそぐ天神川流域に発達し、恵まれた自然と古い歴史を持った城下町です。

本市の市域は、大きく倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯・大山火山灰台地・山地の5つの地形に区分することができます。このうち、倉吉盆地・北条平野・灘手低湿地帯は一括して倉吉平野と称され、早くから人々の生活と生産の舞台となっています。一方、市の東南部は主に山地で、本市の林野面積は市域の約60%を占めています。

河川は、西側から多くの支流を持つ国府川が、市街地の北西部で関金町から流下する小鴨川に合流し、これが上灘地区北方で三朝町から流下する県下3大河川の一つである天神川と合流し、北条平野と羽合町の境界線を北流して日本海に注いでいます。

こうした地形条件に即して、市域を貫流する河川周辺には豊かな水田地帯が広がっています。一方、南西部の大山山麓に及ぶ天神野台地、久米ヶ原台地には大山黒ぼくが表層を覆っていることで畑地帯が形成されています。

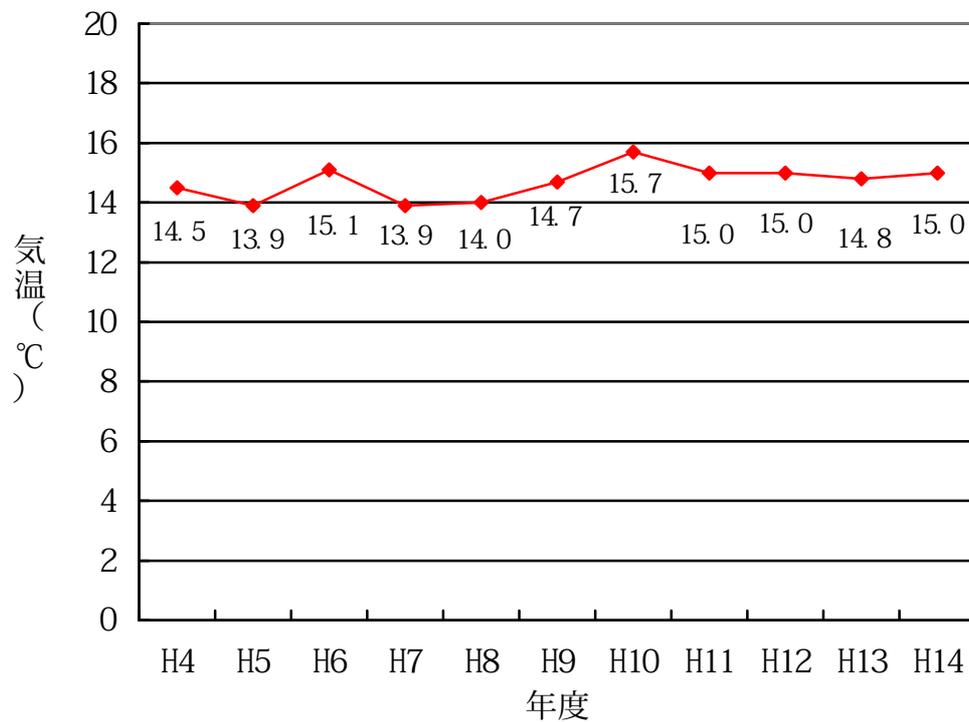
また、周辺温泉群に隣接し、打吹山とともに一帯が県立自然公園となっています。



3 気象

本市の気象は、裏日本式気候といわれる気候区に属する山陰型に区分され、年平均気温15℃前後、年間降水量1千700mm前後、年間降水日数123日前後となっています。冬季は北陸型に属するものの近年降雪量は減少しており、夏は瀬戸内型に近く、同じ日本海岸気候でも北陸型気候と比較して四季を通じてしのぎやすい温暖な気候です。

図表3 倉吉市の平均気温の推移

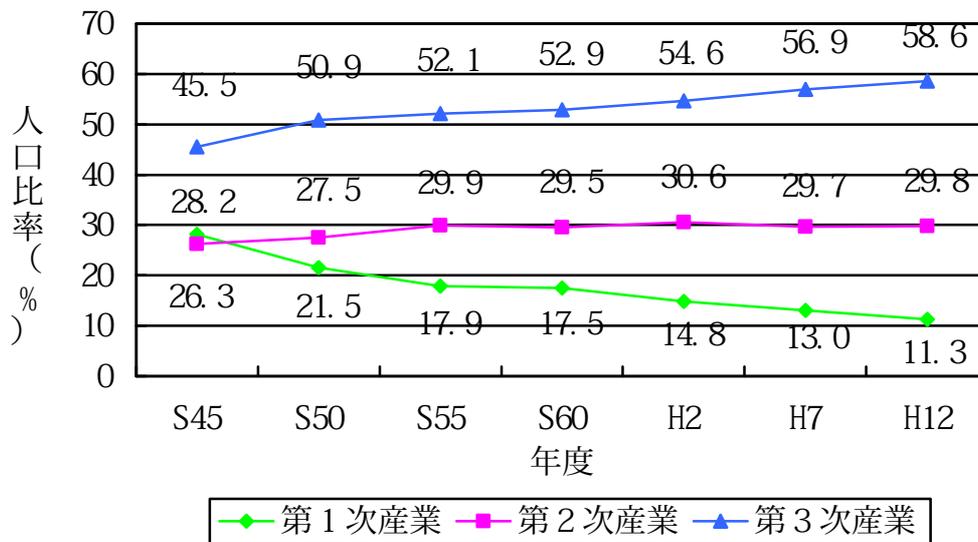


(鳥取地方気象台 気象観測資料から)

4 産業・経済

本市の就業構造は、平成12年の国勢調査によると、第1次産業は11.3%、第2次産業は29.8%、第3次産業は58.6%と都市型の就業構造へ移行しており、第3次産業においては、卸売・小売業の比率が若干下がったのに対し、サービス業の比率が増加しています。

図表4 倉吉市の産業構造の変化



(国勢調査から)

本市の農業は、早くから足腰の強い農業を目指して農業基盤整備を実施し、農業経営の近代化と生産性の向上に努め、主要農産物は米・スイカ・梨・キャベツ・牛乳・メロンなどがあげられます。

商業については、消費者ニーズの多様化や自動車の普及により、商業は中心市街地から幹線道路沿線へ展開しており、郊外型の立地が進行しています。

工業については、電気機器・器具、衣服・繊維、金属製品などの製造業が中心となり、平成14年の年間製造品出荷額は約750億円となっています。

また、本市には、倉吉緋、陶芸、鍛冶などの伝統的な産業も多く残されています。

第3章 環境モデル都市倉吉をつくる

I 循環型の都市づくり

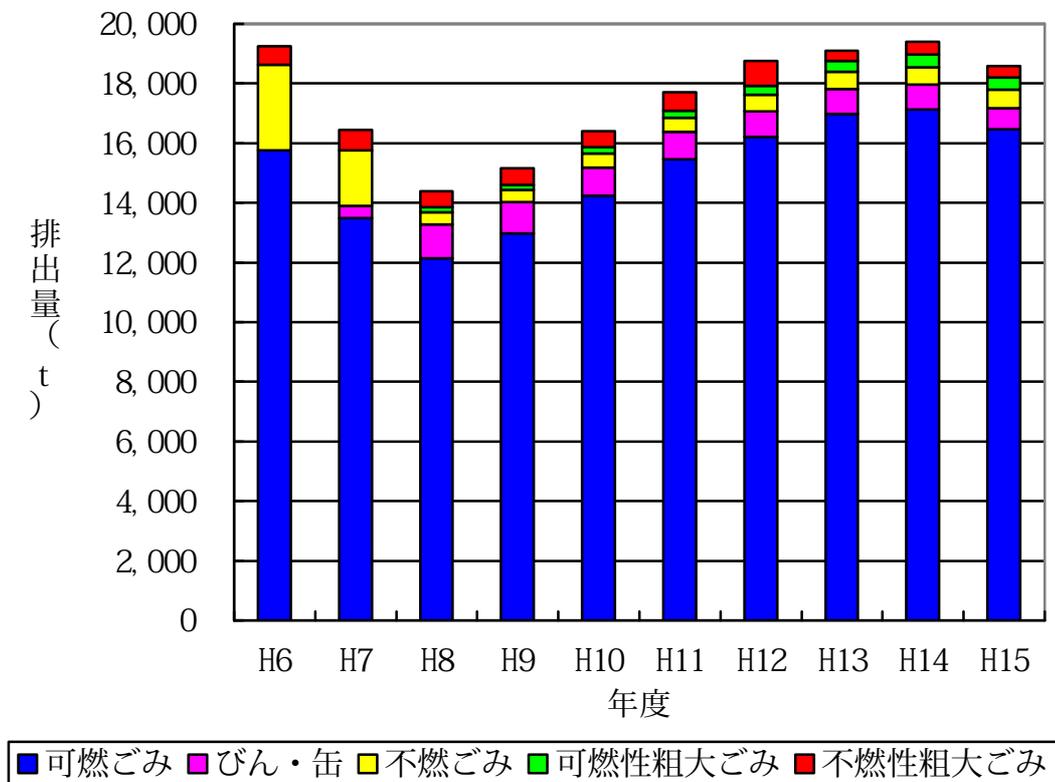
1 ごみの発生防止

ごみの排出量の増大の原因は、豊かさ・便利さを追求してきた生活様式にあります。ごみの発生抑制、再利用、リサイクルに取り組み、ごみを出さない生活様式への転換が必要です。

◆◆現況と課題◆◆

一般廃棄物（44ページ参照）の排出量は、平成13年度に家電リサイクル法（45ページ参照）の施行により、不燃性粗大ごみが減少したほかは、全体として増加傾向にあり、平成8年度（新分別収集の開始時）1万3千265トンであったものが、平成15年度は1万7千901トンとなり、この7年間で35%増加しています。

図表5 一般廃棄物排出量の推移



一般廃棄物排出量の推移

(単位：トン)

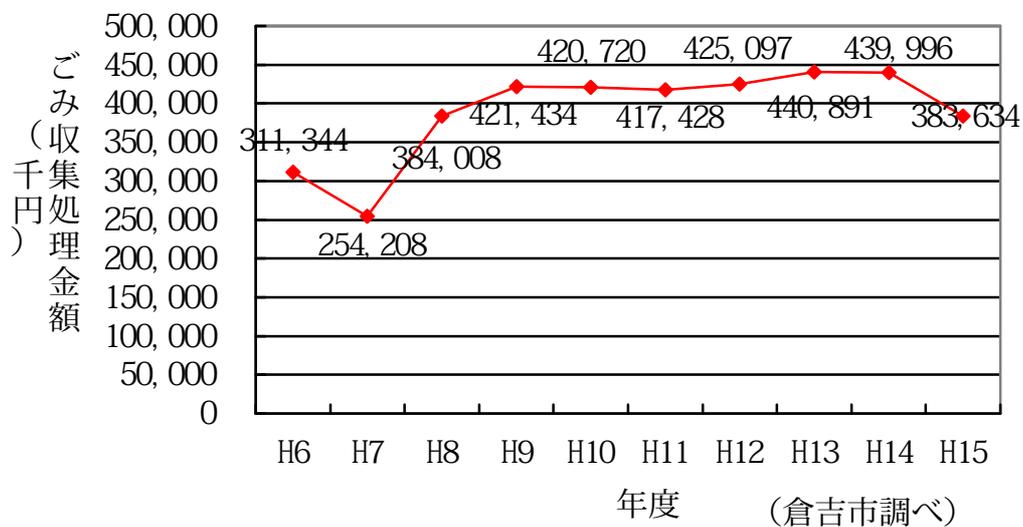
区 分	H 6	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
可燃ごみ	15,758	13,496	12,143	12,986	14,250	15,469	16,212	16,991	17,128	16,473
びん・缶	0	397	1,133	1,030	942	903	846	817	829	766
不燃ごみ	2,877	1,860	417	421	453	483	572	585	582	624
可燃性粗大ごみ	0	0	154	158	214	237	292	370	436	418
不燃性粗大ごみ	605	701	551	563	541	621	842	346	425	386
合 計	19,240	16,454	14,398	15,158	16,400	17,713	18,764	19,109	19,400	18,667

(倉吉市調べ)

備考

- (1) びん・缶は、平成7年9月まで「不燃ごみ」で計上。平成7年10月から「びん・缶」で計上。
- (2) 可燃性粗大ごみは、平成7年度まで「不燃性粗大ごみ」で計上。

図表6 ごみ収集処理経費の推移



※ ごみ処理負担金額には「ごみ処理場建設負担金及び最終処分場建設負担金」は含んでいません。

ごみの分別収集の必要性とその効果

以前は、ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみしか区分がなく、この分別では、再使用、再生利用できる物も焼却、埋め立てなどによりそのまま処分されておりました。

しかし、ごみのうち再使用、再生利用できるものを分別することにより、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会（46ページ参照）を実現するため、平成8年4月のほうきりサイクルセンターの運用開始に合わせ、平成7年10月から中部の市町村全体でごみの分別収集に取り組みました。

これに伴い、焼却しなければならぬごみの減少によりダイオキシンの発生や地球温暖化（47ページ参照）の原因となる二酸化炭素の発生も抑制することができ、ほうきりサイクルセンター（ごみ焼却施設、建設費125億円）の延命化が図られています。

また、平成16年1月からびんだけを分別して収集し、再生することにより、従来埋立処理されていたびんが減少し、クリーンランドほうき（一般廃棄物最終処分場、建設費27億円）の延命化が図られております。

これらの施設が長持ちすればするほど、それらに投資した建設費が有効に使われ、焼却施設や最終処分場を新たに建設する必要性が少なくなり、他の事業に税金が有効に使われることとなります。

ごみ処理の費用

平成15年度において、ごみ処理にかかった費用（収集運搬費・処分費）の総額は、3億8千363万円です。

これを1人あたりで計算すると、年間7千723円となります。

また、処分費だけをみると、1日あたり67万6千円、1トンあたり1万3千300円の費用がかかっています。

収集運搬費（家庭系）	1億3千699万円
処分費（鳥取中部ふるさと広域連合負担金）	2億4千664万円
（1日あたり67万6千円、1トンあたり1万3千300円）	
合計	3億8千363万円
（1日あたり105万1千円、1トンあたり2万600円）	

◆◆目標◆◆

市・事業者・市民が次のような取り組みを推進することで、平成26年度のごみの排出量を平成15年度の5%減とします。

市の取り組み

- ① ごみ減量に向けた環境学習等各種普及啓発を充実します。
- ② 市民に対し、ごみの減量等に関連する情報を積極的に提供します。
- ③ エコショップ（44ページ参照）の普及啓発、マイバッグ運動（49ページ参照）を推進します。

事業者の取り組み

- ① 使い捨て商品の製造を自粛し、廃棄物になりにくい製品、廃棄物の発生を最小限にする製品、リサイクルしやすい製品、長く使える製品の開発に努めましょう。
- ② 使い捨て容器など廃棄物となる容器の製造・販売を極力抑えましょう。
- ③ 包装は必要最小限にしましょう。

市民の取り組み

- ① できる限り詰替え商品を利用しましょう。
- ② リターナブルびん（49ページ参照）などリサイクルしやすい商品を選びましょう。
- ③ 過剰包装は断りましょう。
- ④ マイバッグを持って買い物へ出かけ、レジ袋を断りましょう。
- ⑤ 不要になったものでも、まだ使用可能なものは譲ったり、バザーやフリーマーケットに出し、長期間使用しましょう。
- ⑥ 修理できるものは修理して長期間使用しましょう。

ごみ袋の全面有料化

本市においては、平成7年度から可燃ごみ用指定袋を設定し、1世帯あたり年間100枚を無料配布、101枚目から有料（大袋1枚100円、小袋1枚70円）としており、この制度を導入した直後は、各家庭から排出される可燃ごみの排出量は、年間でおおよそごみ袋100枚までに抑えられ、可燃ごみの排出量の削減に一定の効果をあげましたが、平成9年度から可燃ごみの排出量は増加傾向に転じております。（8ページ図表5参照）

可燃ごみの排出量の削減についての対策として、一人ひとりが可燃ごみの処理に費用がかかる（9ページ図表6参照）ことを認識し、ライフスタイルを見つめ直していただくことが必要です。

そのため、平成17年度からごみ袋の無料配布を廃止し、1枚目から有料（大袋1枚30円、小袋1枚20円）とすることとしました。

2 リサイクルの推進

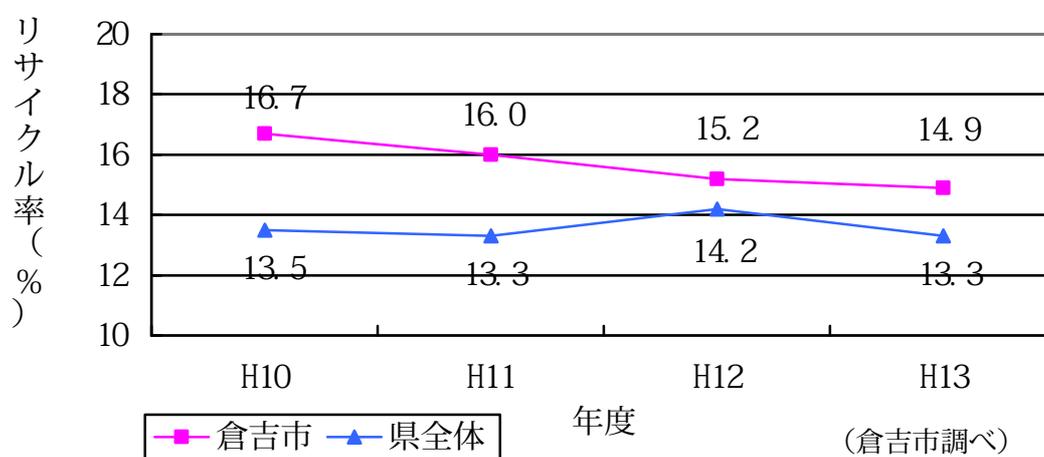
ごみの中には再利用や資源化できるものが、たくさん含まれています。ごみに出す前にもう一度考えて、再利用できるものがないかを確認することが大切です。

◆◆現況と課題◆◆

容器包装リサイクル法（49ページ参照）、家電リサイクル法（45ページ参照）、食品リサイクル法（47ページ参照）、建設リサイクル法（45ページ参照）、パソコンリサイクル法（48ページ参照）、自動車リサイクル法（46ページ参照）など国においても多くの政策が打ち出され、リサイクルが浸透しており、不燃性粗大ごみが減少しています。（9ページ図表5参照）しかし、可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみの排出量は増加してきており、今以上にリサイクルの推進を図っていく必要があります。

循環型社会の形成のためには、ごみ減量やリサイクルとともにエコマーク（44ページ参照）商品・グリーンマーク（45ページ参照）商品など再生商品の利用が拡大されることが必要です。

図表7 リサイクル率の推移



$$\text{リサイクル率} = \frac{(\text{市処理資源化量} + \text{団体回収量})}{(\text{ごみ収集量} + \text{団体回収量})}$$

◇◆目標◆◇

市・事業者・市民が次のような取り組みを推進することで、平成26年度のリサイクル率を20%とします。

市の取り組み

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル関連法の趣旨を市民・事業者に普及啓発します。
- ② 分別収集の研究啓発に努めます。
- ③ 再生資源の集団回収やフリーマーケット等の推進に努めます。
- ④ 「エコショップ（44ページ参照）」の認定・普及に努めます。
- ⑤ 公共事業などには、積極的に再生商品、再生原料を使用します。
- ⑥ 消耗品は再生商品を使用します。
- ⑦ 再生商品の周知や利用促進の啓発を行います。
- ⑧ 生ごみ処理機などのリサイクル機器の普及に努めます。
- ⑨ 建設リサイクル法の普及・啓発、また同法に基づく監視・指導を行います。
- ⑩ 廃食用油のリサイクルに取り組みます。

事業者の取り組み

- ① 廃棄物を出さないシステムづくりに努めましょう。
- ② 廃棄物を分別排出し、適正処理しましょう。
- ③ 再生原料、再生部品の優先的利用に努めましょう。
- ④ 生ごみ処理機などのリサイクル機器の利用に努めましょう。
- ⑤ 食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法その他のリサイクル法の対象事業者は、それぞれの法律・目標に従い廃棄物の減量化・リサイクルに取り組みましょう。

市民の取り組み

- ① 市が定める方法により分別排出し、ごみの減量・再資源化に協力しましょう。
- ② 集団回収などリサイクル活動に積極的に参加しましょう。
- ③ 積極的な再生商品の購入に努めましょう。
- ④ 生ごみ処理機などのリサイクル機器の利用に努めましょう。
- ⑤ 容器包装、家電、パソコン、自動車その他今後リサイクル対象となるもののリサイクルをしましょう。

廃食用油リサイクル推進事業について

1 目的

廃食用油を発電機の燃料としてリサイクルすることにより資源の有効利用を図るとともにリサイクル意識の啓発を行う。

廃食用油を収集・精製し、発電機の燃料とし、公共施設の電力として利用する。

2 事業概要（平成16年度）

(1) 事業の内容

廃食用油リサイクル事業実施（平成17年度以降）に向けた調査を行う。

ア 収集システムの検証

1 小学校区をモデル地区として選定し、収集形態、収集頻度などを検証する。

イ エネルギー変換システムの検査

収集した廃食用油を精製機によりBDF（バイオディーゼル燃料）化し、BDFの性状等を検査する。

BDFをディーゼル発電機の燃料として用いて発電を行うとともに、発電機からの排気ガスの検査を行う。

ウ エネルギー利用システムの検討

発電された電気の利用先となる公共施設の設定を行う。
問題点を検討する。

(2) 事業の特長

ア 精製過程で不要な副生成物が発生しない。

通常の廃食用油のBDF化においては、グリセリン等の不要な副生成物が発生するが、本事業においては不要な副生成物が発生しない方法を使用する。

イ 電気として利用するため、様々な用途に使用できる。

3 廃棄物の適正処理

廃棄物の発生防止やリサイクルの推進を図っても、最後には廃棄物が残ってしまいます。排出されてしまった廃棄物は適正に処理しなくてはなりません。

◇◆現況と課題◆◇

(1) 一般廃棄物

倉吉市の一般廃棄物（44ページ参照）の排出量は図表5（9ページ参照）に示したとおりです。

平成15年度に一般廃棄物の排出量の合計が前年度を下回ったものの、排出量全体の傾向としては増加傾向にあり、廃棄物の減量化が課題となっています。

(2) 産業廃棄物

鳥取県廃棄物処理計画によると、鳥取県内における産業廃棄物（17・18ページ、46ページ参照）の発生量は、平成6年で258万2千トン、平成10年で195万6千トンと産業・経済の変化に伴って変動しており、これまでの推移から見て平成17年で208万1千トン、平成22年で211万8千トンと推計されています。それらの一部は県外の産業廃棄物最終処分場で処分されておりますが、他県においても産業廃棄物最終処分場が不足しており、産業廃棄物の適正処理と不法投棄などの不適正処理の防止のためには、鳥取県においても産業廃棄物最終処分場の整備を推進する必要があります。

市の取り組み

- ① 一般廃棄物については、倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を行います。
- ② 鳥取県と連携し、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めます。

事業者の取り組み

- ① 排出者責任を意識し、産業廃棄物の適正処理を行いましょう。

産業廃棄物の種類

種 類	例
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
(2) 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など
(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
(7) 紙くず	紙くず及び板紙くずなど《建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにP C B（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。》
(8) 木くず	木くず、おがくず、バーク類など《建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにP C Bが染み込んだものに限る。》
(9) 繊維くず	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど《建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びP C Bが染み込んだものに限る。》
(10) 動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
(11) 動物系固形不要物	牛の頭部、脊髄及び回腸など（と畜場においてと殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
(12) ゴムくず	天然ゴムくずのみ

(13) 金属くず	鋼鉄又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
(14) ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くずなど
(15) 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
(16) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
(17) 動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
(18) 動物の死体	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
(19) ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじん（48ページ参照）であって、集じん施設によって集められたもの
(20) 処理物	上記(1)～(19)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
(21) 輸入廃棄物	輸入された廃棄物(上記(1)～(20)の廃棄物及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。)

備考

- 1 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類は「安定型産業廃棄物」といいます。
- 2 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体については業種の限定があります。

〔 社団法人鳥取県産業廃棄物協会発行
「産業廃棄物ハンドブック」から 〕

4 エネルギーの消費削減

化石燃料などの資源は、現在の経済基盤をなすものであり有効に活用していく必要があります。また、燃焼による二酸化炭素の発生抑制などの面からも取り組む必要があります。

◇◆現況と課題◆◇

鳥取県中部7市町村の総使用電力量は、平成10年度5億9千900万キロワット、平成12年度6億2千200万キロワット、平成14年度6億2千900万キロワットと上昇傾向にあり、資源保護の観点からも省エネルギー、省資源に取り組む必要があります。また、地球温暖化防止対策として、温室効果ガスの排出につながる燃料消費抑制も推進しなければなりません。

市の取り組み

- ① 公共施設の省エネルギーに努めます。
- ② 自然エネルギーの利用促進を図ります。
- ③ 省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行います。
- ④ エコライフ（44ページ参照）の啓発に努めます。
- ⑤ ISO14001（44ページ参照）によりエネルギーの消費削減について継続的改善を図ります。

事業者の取り組み

- ① 再生燃料の活用を推進しましょう。
- ② 自然エネルギーを活用しましょう。
- ③ 省エネルギー機器を利用しましょう。
- ④ 施設の省エネルギーに努めましょう。
- ⑤ 省エネルギー対策を検討し実施しましょう。
- ⑥ 環境保全に役立つ商品の開発に努めましょう。

市民の取り組み

- ① エコライフに努めましょう。
- ② 電化製品は省電力型のもので選びましょう。
- ③ 自然エネルギーの利用に努めましょう。

倉吉市役所における環境保全についての取り組み

～ ISO14001 認証取得 ～

倉吉市では、環境モデル都市を実現し、次に掲げることがらを実施するためISO14001の認証を取得しました。

- (1) 倉吉市がISO14001を取得することにより、他の事業者の見本となること。
- (2) 一事業者として省エネルギー、省資源に取り組むこと。
- (3) 市職員の意識改革（業務改善、経費削減）の実行

1 倉吉市役所の環境方針

環 境 方 針

1 基本理念

倉吉市は日本海にそそぐ天神川流域に発達し、豊かな自然に囲まれた城下町です。この良好な景観や自然を将来の世代に引き継いで行くことが大切です。

しかしながら、近年の物質的豊かさを追い求めるライフスタイルや社会経済活動により、地域的な環境だけでなく、地球規模での環境破壊が発生しています。

このような状況の中、自然と共生し、環境への不可の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な「環境モデル都市」の創造が必要となっています。

このため、倉吉市は自らの環境保全活動への取り組みの証として、国際規格ISO14001の認証を取得し、自らの事務事業に伴う環境負荷の低減と良好な環境の創造に努めます。

2 基本方針

倉吉市の行う事務事業が環境に及ぼす負荷を軽減するため、次に掲げる方針に基づき、環境目的・目標を定め、定期的な見直しと継続的な改善により、環境汚染の予防に努めます。

- (1) オフィス活動については省資源・省エネルギーを図ると共に廃棄物の減量化・リサイクル・環境に配慮した物品の購入に努めます。

公共事業については環境に配慮して取り組みます。

- (2) 環境関連法規及びその他の要求事項（環境に関する協定等）を遵守します。
- (3) 職員の環境保全に対する意識の向上をはかるため、教育・研修を実施します。
- (4) この方針は、職員に周知するとともに広く一般に公表します。

2 目的・目標（主なもの）

- (1) 電気使用量削減、ガソリン・軽油使用量削減、灯油使用量削減、L P ガス使用量削減、水道使用量削減、コピー用紙使用量削減
（上記のもの目標は平成14年度比で平成15年度1%削減、平成16年度2%削減、平成17年度2%削減）
- (2) 廃棄物の削減
（平成15年度比、平成16年度10%削減、平成17年度10%削減）
- (3) 環境保全事業の推進

II 環境が良好な状態に保持される都市づくり

1 さわやかな大気を守る

打吹山は「森林浴の森日本100選」に選ばれ、木々の緑は美しく空気はとてもさわやかです。さわやかな大気は、人間を含めた生き物にとって欠かせないものです。大切に守っていきましょう。

◇◆現況と課題◆◇

(1) 大気汚染の防止

大気汚染による人の健康や生活環境への悪影響を防止するため、大気汚染防止法や鳥取県公害防止条例によって汚染物質の発生源となる恐れのある施設等に対しては排出基準が定められ、大気環境が保たれています。

市内では、大気汚染の一つとされている降下ばいじん（48ページ参照）が倉吉市役所で測定されていますが、汚染は確認されていません。

また、倉吉保健所の自動測定局で大気監視を実施していますが、ほぼ清浄に保たれています。

図表8 大気汚染物質の推移

測定物質	測定場所	H12	H13	H14	H15	環境基準
二酸化いおう	倉吉保健所	0.006	0.006	0.005	0.006	0.04ppm以下
浮遊粒子状物質	倉吉保健所	0.046	0.051	0.064	0.052	0.1mg/m ³ 以下
二酸化窒素	倉吉保健所	0.013	0.012	0.013	0.011	0.04~0.06ppm以下
一酸化窒素	倉吉保健所	0.006	0.007	0.004	0.005	— ppm
窒素酸化物	倉吉保健所	0.018	0.018	0.017	0.014	— ppm
一酸化炭素	倉吉保健所	0.4	0.4	0.4	0.5	10ppm以下
光化学オキシダント	倉吉保健所	0.081	0.088	0.090	0.083	0.06ppm以下
降下ばいじん	倉吉市役所	3.7	3.7	3.2	3.2	(目安) 10t/km ² /月

(降下ばいじんは鳥取県環境政策課から、降下ばいじん以外は鳥取県ホームページから)

注) 環境基準(45ページ参照)、浮遊粒子状物質(49ページ参照)、光化学オキシダント(46ページ参照)

(2) 悪臭発生の防止

悪臭の原因物質は数十万種類にのぼるといわれており、複数の原因物質

による複合された悪臭の問題が多く、人によって感じる不快感に違いがあるため、解決が困難な問題です。

悪臭防止法に基づいて、悪臭を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域については指定がされており（56ページ参照）、その地域については悪臭が規制されています。

(3) 屋外燃焼行為の禁止

廃棄物処理法（48ページ参照）の改正により、廃棄物を野外で焼却することは、一定の場合を除いて禁止されています。いくら軽微な焼却でも、プラスチックやビニールなどを焼却するとダイオキシン類（47ページ参照）の発生や、環境汚染の原因になります。

市の取り組み

- ① 大気汚染防止法、悪臭防止法、廃棄物処理法等の環境関係法令に従い、県及び関係団体と連携して、測定・規制を行います。
- ② ノーマイカーデーを推進します。
- ③ 公共交通機関の利用を促進します。
- ④ 低公害車（48ページ参照）の導入に取り組みます。

事業者の取り組み

- ① 大気汚染防止法、悪臭防止法、廃棄物処理法等の環境関係法令を遵守しましょう。
- ② 公共交通機関を利用しましょう。
- ③ 空ぶかしやアイドリングを止める等エコドライブに努めましょう。
- ④ ノーマイカーデーに取り組みましょう。
- ⑤ 廃棄物は業者に委託する等、適正に処理し、焼却はしないようにしましょう。
- ⑥ 低公害車の導入を推進しましょう。

市民の取り組み

- ① 公共交通機関を利用しましょう。
- ② 空ぶかしやアイドリングを止める等エコドライブに努めましょう。
- ③ ノーマイカーデーの取り組みに参加しましょう。
- ④ ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進しましょう。
- ⑤ 家庭からでるごみは市の収集に出し、焼却しないようにしましょう。
- ⑥ 低公害車の購入に努めましょう。

悪臭防止法による規制

(特定悪臭物質を含む気体の敷地境界線における規制基準)

(単位：ppm)

規制地域の区分 特定悪臭物質	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.009	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1	1
トルエン	10	10	10
スチレン	0.4	0.4	0.4
キシレン	1	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001	0.001

備考 倉吉市においては、A区域及びC区域が指定されています。

2 静かなまちをつくる

まちは音であふれています。すばらしい音楽も大きすぎると騒音になります。場所によっては、その場所の雰囲気や環境を壊してしまいます。商店街では賑わいが、住宅街では静けさが求められます。

騒音・振動のない豊かな音を感じるまちをつくりたい。

◆◆現況と課題◆◆

(1) 騒音を防ぐ

騒音規制法に基づいて、騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域については指定がされており（53・54ページ参照）、その地域については騒音が規制されています。

主要地方道や国道に面した地域では、ほぼ、自動車騒音の許容限度以下となっていますが、自動車騒音を未然に防止するためにも、走行する自動車の数を減少させることが大切であり、公共交通機関の利用を促進することが必要です。

カラオケ騒音等の深夜騒音については、鳥取県公害防止条例に基づいて指導しています。

図表9 自動車騒音の状況

(単位：dB)

対象路線	測定地点住所	H15		調査 開始日	H12（前回調査）	
		昼	夜		昼	夜
国道179号線	倉吉市東巖城町	68	60	H15.11.18	66	60
主要地方道倉吉・青谷線	倉吉市八屋	71	65	H15.11.20	69	63
環境基準		70以下	65以下		70以下	65以下

(値は等価騒音レベル。鳥取県ホームページから)

(2) 振動を防ぐ

振動規制法に基づいて、振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域については指定がされており（55ページ参照）、その地域については振動が規制されています。

市の取り組み

- ① 騒音規制法・振動規制法に基づき、県及び関係団体と連携して、測定・規制を行います。

- ② 深夜（午後10時から翌朝午前6時）の事業活動による騒音について、鳥取県公害防止条例に基づき測定・規制を行います。

事業者の取り組み

- ① 騒音規制法・振動規制法を遵守しましょう。
- ② 鳥取県公害防止条例を遵守し、深夜（午後10時から翌朝午前6時）の事業活動による騒音が発生しないようにしましょう。
- ③ 公共交通機関を利用しましょう。

市民の取り組み

- ① 公共交通機関を利用しましょう。
- ② 近い場所に行く場合には自転車や徒歩で行きましょう。

騒音規制法に基づく届出が必要な建設作業

- (1) くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- (2) びょう打機を使用する作業
- (3) さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- (4) 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- (5) コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- (6) バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

- (7) トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- (8) ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

設置の際、騒音規制法に基づく届出が必要な施設

- (1) 金属加工機械
 - ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - イ 製管機械
 - ウ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - エ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - オ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
 - カ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - キ 鍛造機
 - ク ワイヤーフォーミングマシン
 - ケ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
 - コ タンブラー
 - サ 切断機（といしを用いるものに限る。）
- (2) 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (4) 織機（原動機を用いるものに限る。）

- (5) 建設用資材製造機械
 - ア コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - イ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
- (6) 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (7) 木材加工機械
 - ア ドラムバーカー
 - イ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ウ 碎木機
 - エ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - オ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - カ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (8) 抄紙機
- (9) 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- (10) 合成樹脂用射出成形機
- (11) 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

振動規制法に基づく届出が必要な建設作業

- (1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

- (3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- (4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

設置の際、振動規制法に基づく届出が必要な施設

- (1) 金属加工機械
 - ア 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - イ 機械プレス
 - ウ せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
 - エ 鍛造機
 - オ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- (2) 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (4) 織機（原動機を用いるものに限る。）
- (5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- (6) 木材加工機械
 - ア ドラムバーカー
 - イ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- (7) 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

- (8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- (9) 合成樹脂用射出成形機
- (10) 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

鳥取県公害防止条例

鳥取県公害防止条例により、法律で定められたもののほか、次のようなものについても規制を行っています。

- (1) クーリングタワー(送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)からの騒音
- (2) 飲食店営業その他の事業活動に伴う深夜における騒音
- (3) 拡声器を使用する放送に伴う騒音

3 きれいな水を守る

水は、私たちの生活に欠かせないものです。降った雨は大地を潤し、緑を育み、川や地下水となって流れ、海に注がれ蒸発し、再び雨を降らせています。このように水は地球を循環しています。私たちの飲み水や農業用水、工業用水として利用する水は、その一部にすぎません。

多くの生き物を育むこの大切な水とその循環を確保し、総合的な浄化対策を進めることにより、きれいな水を将来に残していきましょう。

◇◆現況と課題◆◇

河川の水質を、水の汚れを測る指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）（48ページ参照）で見ると天神川、国府川、小鴨川、絵下谷川は清浄な状態を保っています。

一方、玉川については、以前に比べて清浄になっています。

図表10 BOD（生物化学的酸素要求量）の推移

（単位：mg/ℓ）

河川名	地点名	区分	H12	H13	H14	H15	環境基準
天神川	大原	75%値	0.8	0.6	0.6	0.6	1.0mg/ℓ
		平均値	0.8	0.7	0.6	0.7	
	小田	75%値	1.2	0.8	0.8	0.8	2.0mg/ℓ
		平均値	1.0	0.7	0.7	0.7	
国府川	福光	平均値	1.1	0.9	0.8	0.7	なし
小鴨川	河原町	平均値	0.8	0.7	0.7	0.6	なし
	巖城	平均値	1.1	0.7	0.7	0.6	なし
玉川	八幡町	平均値	0.7	0.6	0.8	0.5	なし
	余戸谷町	平均値	2.8	1.9	1.4	0.9	なし
	西仲町	平均値	3.1	2.1	2.2	1.8	なし
	宮川町	平均値	3.4	2.6	2.5	2.1	なし
	巖城	平均値	1.6	1.3	1.4	0.7	なし
絵下谷川	東巖城町	平均値	0.8	0.9	0.8	0.8	なし
鉢屋川	河原町	平均値	1.0	1.0	1.3	1.0	なし
	福吉町	平均値	1.5	1.3	1.9	1.4	なし
	堺町	平均値	2.8	2.0	2.3	2.4	なし

（天神川・国府川・小鴨川・玉川は鳥取県測定結果から、絵下谷川・鉢屋川は倉吉市測定結果から）

注）環境基準（45ページ参照）、75%値（48ページ参照）

(1) 生活排水対策の推進

日常において排出された生活排水は、河川の水質汚濁など生活環境を悪化させる原因となっています。

公共下水道及び農業集落排水施設については、計画区域内の整備の推進を図るとともに、生活排水施設未整備地区については、浄化槽設置の推進を図ります。

図表 1 1 生活排水処理施設の整備状況

行政区域内人口	公共下水道人口	農業集落排水人口	合併処理浄化槽人口	普及率
49,264人	31,359人	5,421人	809人	76.3%

(平成16年3月31日現在 外国人を含む)

(2) 工場・事業場排水の対策

工場・事業場などからの排水については、県や関係機関と連携し、水質汚濁防止法等の関係法令に基づき監視・指導を行っています。

市の取り組み

- ① 水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、県や関係機関と連携し、監視・指導を引き続き行います。
- ② 公共下水道・農業集落排水・浄化槽等の整備を促進し、公共用水域の水質保全に努めます。

事業者の取り組み

- ① 水質汚濁防止法を遵守するとともに、法規制外であっても水環境保全を考え、自主的な水質保全対策を実施しましょう。
- ② 公共下水道及び農業集落排水への接続、または、浄化槽の設置を行い、排水が直接河川に流れ込まないようにしましょう。

市民の取り組み

- ① 公共下水道及び農業集落排水への接続、または、浄化槽の設置を行い、排水が直接河川に流れ込まないようにしましょう。
- ② 排水に油・生ごみ等を直接流さないようにしましょう。

4 土壌汚染と地盤沈下の防止

現在、倉吉市では土壌汚染と地盤沈下は確認されていませんが、今後確認された場合には、県や関係機関と連携して対応します。

5 環境の美化推進

平成9年7月、県全域での「ごみのポイ捨て禁止」を定めた「鳥取県環境美化の促進に関する条例」が施行されました。この条例に基づき、倉吉市においては、倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区が「環境美化促進地区」として指定されており、条例の趣旨に沿って市民、事業者、市が一丸となって環境美化を計画的に進め、美しく快適な生活環境づくりを進めています。

◆◆現況と課題◆◆

市民一人ひとりの協力により散乱した空き缶やごみを一掃し、清潔で快適な環境を守るため、毎年1回全市一斉清掃を実施しています。しかし、河川、林道、空き地等にごみの散乱がみられます。

不法投棄や散乱ごみのないまちを目指し、啓発活動を実施します。

市の取り組み

- ① 不法投棄に対し、警察、県等の関係機関と協力し、監視強化を図ります。
- ② 全市一斉清掃を実施します。
- ③ 不法投棄の防止の周知徹底を図ります。
- ④ 不法投棄廃棄物の撤去に努めます。
- ⑤ 清掃ボランティアへのごみ袋の無料提供等の支援を行います。
- ⑥ 県及び環境美化指導員と連携し、環境美化促進地区の一層の美化を推進します。

事業者の取り組み

- ① 環境美化活動に協力しましょう。
- ② 不適切な廃棄物の排出（不法投棄）はしないこと。

市民の取り組み

- ① 環境美化活動に協力しましょう。
- ② 不適切なごみの排出（不法投棄）はしないこと。
- ③ ごみは市の収集に出し、ポイ捨てはしないこと。
- ④ 市民一人ひとりが監視員の役割をすること。



倉吉市の環境美化促進地区（倉吉白壁土蔵群）

Ⅲ 快適な環境と美しい景観のある都市づくり

1 都市景観と緑を守る

先祖が伝えてきた生活様式が残る歴史的なまちなみの白壁土蔵群周辺は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されております。

また、打吹山は「森林浴の森日本100選」に選ばれ、全山が自然の宝庫となり、その麓にある打吹公園は、「さくら名所100選」「日本の都市公園100選」に選定された山陰随一のサクラとツツジの名所でもあり、四季を通じて素晴らしい自然の移り変わりをみせてくれます。

緑は私達の心を和ませるだけでなく、空気の浄化や防音、防災など多くの役割を果たしています。市街地の緑を守るとともに、公園緑地の整備を進め、歴史的、文化的環境を活かした都市を創出していく必要があります。

◇◆現況と課題◆◇

本市の中心市街地は城下町としてのまちなみを現在に残しておりますが、歴史的なまちなみや建造物を守るだけでなく、歴史的景観に調和したまちなみの整備を進める必要があります。

また、倉吉市の公園緑地を将来の世代に引き渡していくために、その面積が減少しないようにすることが大切であり、大切な樹木や森林を保護していくことも必要です。

近年では、電線の地中化により街路樹が減少しており、新たな植栽が求められています。

市の取り組み

- ① 歴史的な建造物の保存に努めます。
- ② 歴史的景観の整備に努めます。
- ③ 周辺景観との調和に配慮した都市景観の保全に努めます。
- ④ 屋外広告物の適切な指導を行います。
- ⑤ 公園緑地の保全に努めます。
- ⑥ 街路樹の植栽に努めます。
- ⑦ 保存樹、保存林を指定し、その保護に努めます。

事業者の取り組み

- ① 景観に配慮した建物を建てましょう。
- ② 緑化に努めましょう。

市民の取り組み

- ① 緑化に努めましょう。



(打吹山と白壁土蔵)

2 生き物の生息環境を守る

倉吉市は豊かな森林を抱えた山、ここを源として日本海に注ぐ河川等、変化に富んだ自然環境に恵まれています。私たちの祖先は、それぞれの地区の自然を生かしながら多くの生き物の棲む丘、山、川と共存した生業を営み、その中で個性あふれる生活文化を育んできました。

経済社会の近代化の進展によって私たちの生活は豊かで便利になりましたが、その一方で、人と自然の関わりの変化とともに自然の様子も変わりました。

生き物が生息・生育する生態系（47ページ参照）は、水源のかん養や様々な効用を私たちにもたらしています。生き物の多様性を保全していくことは、私たちの生活や文化の基盤を守ることにつながり、これらを将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務です。

◇◆現況と課題◆◇

倉吉市の東南部は主に山地で、本市の森林面積は市域の60%を占めています。

河川は、西側から多くの支流を持つ国府川が、市街地の北西部で関金町から流下する小鴨川に合流し、これが上灘地区北方で三朝町から流下する県下三大河川の一つである天神川と合流し日本海に注いでいます。

このような自然環境が、生き物に多様な生息・生育環境を提供しており、この環境を守っていくことが大切です。

市の取り組み

- ① 保存樹・保存林（58ページ参照）を指定し、保護します。
- ② 公共工事の実施にあたっては、生き物の生息・生育環境に配慮して実施します。

3 自然とのふれあいを進める

きれいな水や緑といった自然とふれあうと、心身ともに安らぎます。しかし、自然との関わりや自然への関心が薄れ、いつのまにか身近な自然が消えていくことが懸念されます。人々が自然についてよく理解し、自然と積極的にふれあうことが大切です。

◆◆現況と課題◆◆

自然と共生した潤いのある社会づくりのために、自然と親しむ公園、自然学習の場の一層の充実が必要です。

市の取り組み

- ① 市民の憩いの場である公園の整備に努めます。
- ② 親水公園等の市民が水辺と親しむ環境を関係機関と連携して整備します。
- ③ 自然学習の場の充実に努めます。



鮭の放流の様子（天神川）

IV 地球の環境を守る

今日の環境問題は、公害や自然環境の問題にとどまらず、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の定着に伴い、地球規模の空間的広がりと将来の世代への影響という時間的広がりを持つ問題となっています。現在、地球環境問題（47ページ参照）と呼ばれているものは、地球温暖化（47ページ参照）・オゾン層（44ページ参照）の破壊・酸性雨（46ページ参照）・砂漠化（46ページ参照）・海洋汚染・有害廃棄物の越境移動・熱帯雨林の減少・野生生物種の減少・開発途上国の環境問題等があり、地球規模での取り組みが必要となっています。しかし、地球規模の問題といっても、結局は一個人からの取り組みが大切であり、自分の今の行動が、人類の未来を左右するという考えを持って、地球環境問題に取り組む必要があります。

市の取り組み

- ① 国・県・関係機関と協力し、地球環境問題の解決に向けて取り組みます。
- ② 地球環境問題に対する情報を提供します。
- ③ 地球温暖化防止のための実行計画を実施し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ④ 認証取得したISO14001（44ページ参照）の継続を図ります。
- ⑤ ISO14001等の環境マネジメントシステム（45ページ参照）の認証取得に協力します。

事業者の取り組み

- ① 地球温暖化防止のための実行計画を策定・実践し、温室効果ガスの排出抑制に努めましょう。
- ② 国・県・市等の地球環境保全対策に協力しましょう。
- ③ ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証取得に努めましょう。

市民の取り組み

- ① 地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源に努めましょう。
- ② 国・県・市等の地球環境保全対策に協力しましょう。

第4章 環境都市づくりを進めるために

1 環境啓発活動

循環を基調とし、自然との共生を図り、持続的発展が可能な社会を実現するためには、事業者を含めた市民の一人ひとりの自主的、積極的な取り組みが欠かせません。

すべての人が日常的生活や事業活動の中で、学校、地域、家庭、職場などあらゆる場での適正な環境学習が重要となります。

市の取り組み

- ① 環境に関する学習の充実を図ります。
- ② 研修会などにより環境保全の意識向上を図ります。
- ③ こどもエコクラブを支援します。

事業者の取り組み

- ① 国・県・市等の行う環境保全の研修会等に参加しましょう。
- ② 環境保全を自らのことと考え、社内等で環境学習を進めましょう。

市民の取り組み

- ① 国・県・市等の行う環境保全の研修会等に参加しましょう。



エコクラブの活動の様子（明倫小学校）

2 環境に関する情報の提供

市民・事業者・市が、今日の環境問題に対する理解を深め、より一層の環境保全意識の向上を図り、自主的に環境保全活動や環境学習に取り組んで行くためには、環境の現況や保全活動の内容を的確に把握して行くことが大切です。

市の取り組み

- ① 市報その他の広報紙により自然環境情報、公害関係情報を提供します。
- ② 各種イベント、研修会を開催し、情報の提供を進めます。

3 環境に対する監視、調査体制の整備

地域環境を守り、地球の環境の保全に貢献するためには、環境保全のための施策、事業を有効かつ適切に実施する必要があります。そのためには様々な地域の環境の現状及び環境の変化の実態を適切に把握しておかなければなりません。

地域の環境の状況を監視し、調査する体制づくりが必要です。

市の取り組み

- ① 大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの監視、調査体制を整備します。
- ② 国・県等の監視、調査に協力します。

4 計画の推進体制

計画の推進・管理は、倉吉市環境マネジメントシステムで運用し、推進・管理します。また、必要に応じて倉吉市環境審議会の意見・提言を参考にして計画を推進します。

資料

- 1 用語解説
- 2 倉吉市環境基本条例
- 3 騒音・振動・悪臭規制地域図
- 4 倉吉市生活排水処理計画図
- 5 保存樹・保存林一覧
- 6 倉吉市環境審議会委員名簿

用語解説

【ア行】

ISO14001

非政府組織の国際機関「国際標準化機構（ISO）」が定める規格のうち、環境マネジメントシステム（環境管理する仕組み）に関する規格。

組織の長が決定した環境方針に沿った目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムを運用することにより継続的な改善を図り、組織の活動により環境に与える悪い影響を軽減していくもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

エコショップ

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店を認定し、市民と事業者の協力によるごみの減量化・リサイクルの推進を目指した制度又は認定された店のこと。

エコマーク

財団法人日本環境協会が認定した環境保全に役立つ商品につけるマークのこと。

このマークをつけることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすくすることを目的としている。



エコライフ

環境に配慮した生活のこと。

オゾン層

地表から15～50キロメートル上空のオゾン濃度の高い大気の層のこと。太陽からの紫外線のうち有害なものを吸収しており、オゾン層が破壊されると動植物の発育を妨げるなど生態系に影響を及ぼすだけでなく、人体に対しても皮膚がん・白内障といった病気や免疫機能の抑制などの影響があるとされている。

【カ行】

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法。平成13年4月施行。

冷蔵庫（冷凍庫）・エアコン・テレビ・洗濯機の家電4品目について、再商品化実施を義務化する法律。

環境基準

人の健康を維持し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法に基づき政府が設定する。

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音についての環境基準が定められている。

環境負荷

人の活動が環境に与える影響のこと。

例えば、廃棄物の焼却や化石燃料の燃焼によって二酸化炭素が発生し、大気環境に影響を及ぼすような場合を二酸化炭素負荷という。

環境マネジメントシステム

環境を管理するしくみのこと。

ISO14001において、そのシステムの総称として使用されることが多い。

グリーンマーク

古紙を再生利用した製品で財団法人古紙再生促進センターが承認したものにつけるマークのこと。

古紙を原料にした製品であることを容易に識別できるようにして古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用促進を目的としている。



建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律。平成14年5月施行。

一定規模以上の建築解体工事、建築工事、建築修繕工事、工作物工事をする場合、コンクリート・アスファルト・木くずについて分別・再資源化が義務付けられ、一定規模以上の解体工事では、着工前に分別解体計画を都道府県に提出する。

光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のもとで化学反応をおこし生成される酸化性の強い物質の総称のこと。

【サ行】

砂漠化

土地が持っている生物生産能力が減ったり、破壊されて、終わりには砂漠のような状況になること。

砂漠化は地球上の陸地の約4分の1の土地に及び、世界人口の約6分の1人がその影響を受けているといわれている。

産業廃棄物

次のような廃棄物のこと。

- (1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める廃棄物
- (2) 輸入された廃棄物（(1)の廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物、日本に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）

酸性雨

化石燃料の使用等によって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物等の影響によって発生する酸性の強い（pH 5.6以下）雨のこと。

自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律。平成17年1月本格施行。

使用済み自動車（廃車）から出る部品を回収してリサイクルもしくは適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務付けている。

循環型社会

ごみの発生が抑えられ、ごみが発生した場合は、循環的に利用できるものについては資源として利用し、循環的に利用できないものについては適正に処分されることにより、天然資源の消費を抑え、環境へ与える影響ができる限り低減される社会のこと。

食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。平成13年5月施行。

事業系の有機性廃棄物の資源化促進を目的とし、食品を扱うすべての事業者を対象に生ごみのリサイクルを義務付けている。

生態系

ある地域に住む全生物と環境をひとまとめにして、主として食物連鎖による物質循環やエネルギーの流れのこと。

【タ行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。

ダイオキシン類は、塩素と有機物が熱で反応する過程で発生し、塩素の数やつく位置によって210の種類がある。

地球温暖化

地球から放出される熱を封じ込める性質をもった二酸化炭素、メタン、フロンなどの「温室効果ガス」が大気中に増えすぎて、大気や地表にとどまる熱が多くなり、地球の気温が上昇すること。

地球環境問題

次のいずれかを満たす環境問題のこと。

- (1) 被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がっている環境問題
- (2) 先進国も含めた国際的な取組みが必要とされる開発途上国における環境問題

現在、地球環境問題としては、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の9つが取り上げられている。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の大気汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。

電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、水素ガス自動車、燃料電池自動車などがある。

【ナ行】

75%値

年間の y 個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の $(y \times 0.75)$ 番目（その数が整数でないときは、直近上位の整数）の数値をいい、この数値で環境基準評価を行う。

【ハ行】

廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律。

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めている。

ばいじん

ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子のこと。

パソコンリサイクル法

資源の有効な利用の促進に関する法律。平成15年10月施行。

この法律の一部として平成15年春から家庭用パソコンのリサイクル制度が実施され、家庭用パソコン再商品化が義務化された。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川等の有機物による汚染の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量のこと。

数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きい。

フロン

フッ素と炭素の化合物の総称で、洗浄剤、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤に使用されている。

フロンには、オゾン層を破壊する力の強いCFCやその代替物質としてのHFC、HCFC等の種類がある。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10ミクロン以下のもの
こと。

【マ行】

マイバッグ運動

消費者に買物袋の持参を呼びかける運動のこと。

買った商品を持参した袋に入れて持ち帰ることにより、レジ袋がごみ
になるのを防ぐ効果がある。

【ヤ行】

容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。平成12年
4月施行。

自治体が分別収集する指定容器包装の回収、再商品化を義務付けている。

【ラ行】

リターナブルびん

ビールびんや一升びんのように、くりかえし使用できるびんのこと。

倉吉市環境基本条例

平成12年3月31日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋汚染その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (4) 循環型社会 資源の効率的な利用等を行うことにより、資源の循環の促進が図られる社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然との共生及び循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民及び事業者の協力等)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、公害を防止し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(基本方針)

第6条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。
- (2) 人と自然とが共生する快適な都市環境及び地域の個性を生かした美しい景観の形成が図られること。
- (3) 循環型社会を構築するための施策を講ずること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の大綱
- (2) その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、倉吉市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害を防止するための施策)

第8条 市は、公害を防止するため、必要な施策を講ずるものとする。

(施設の整備)

第9条 市は、下水道、農業集落排水その他の環境の保全のための公共施設の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(資源の効率的な利用等)

第10条 市は、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の効率的な利用及びエネルギーの省力化が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第11条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に取り組む緑化運動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な支援を

行うものとする。

(環境学習の振興等)

第12条 市は、民間団体等の環境の保全に関する理解が深まるよう環境の保全に関する学習の振興及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全に関する必要な情報を提供するものとする。

(監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(地球環境の保全に貢献する施策の推進)

第14条 市は、地球環境の保全は世界共通の課題であるとの認識のもとに、地球環境の保全に貢献することのできる施策を積極的に推進するものとする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

倉吉市保存樹・保存林一覧

No.	保存樹・林名	樹・林別	No.	保存樹・林名	樹・林別
1	上古川神社のムクノキ	保存樹	29	上小鴨神社の森	保存林
2	上神のシイ	保存樹	30	尾原のツバキ	保存樹
3	山名寺のセンダン	保存樹	31	上余戸のタブノキ	保存樹
4	極楽寺のシダレザクラ	保存樹	32	立原神社のシイ	保存樹
5	観音堂のナギ	保存樹	33	洞光寺のサルスベリ	保存樹
6	福庭のツバキ	保存樹	34	森のマツ	保存樹
7	河原町の大イチョウ	保存樹	35	下大江のタブノキ	保存樹
8	陣屋のシイ	保存樹	36	社のケンポナシ	保存樹
9	成徳のイチヨウ	保存樹	37	今在家のイチヨウ	保存樹
10	妙寂寺のマツ	保存樹	38	上神のマキ	保存樹
11	妙寂寺のイチヨウ	保存樹	39	新田のモッコク	保存樹
12	田内のモッコク	保存樹	40	岩倉のイチヨウ・クスノキ	保存樹
13	観音ツバキ	保存樹	41	弓削のセンダン	保存樹
14	北谷小学校のヒマラヤスギ	保存樹	42	下古川のシイノキ	保存樹
15	悴谷のアキニレ	保存樹	43	大日寺の大イチョウ	保存樹
16	成徳のマツ(多行松)	保存樹	44	田内城址の森	保存林
17	五連理のシイ	保存樹	45	太子が丘の森	保存林
18	丸山観音の森	保存林	46	上井神社の森	保存林
19	倭文神社の森	保存林	47	小鴨神社の森	保存林
20	山長神社の森	保存林	48	神明神社の森	保存林
21	定光寺の森	保存林	49	勝宿弥神社の森	保存林
22	北野神社の森	保存林	50	小田神社の森	保存林
23	八幡神社の森	保存林	51	大日寺の森	保存林
24	賀茂神社の森	保存林	52	打吹山の森	保存林
25	伯耆国府の森	保存林	53	波々木神社の森	保存林
26	三江神社の森	保存林	54	穴窪のシイ	保存樹
27	大慈寺の森	保存林	55	清谷のサザンカ	保存樹
28	船内神社の森	保存林	56	下余戸のシイ	保存樹
57	別所のセンダン	保存樹	75	広瀬神社の森	保存林
58	和田のヒノキ	保存樹	76	中野のコノテガシワ	保存樹
59	和田のヒラギモクセイ	保存樹	77	服部のキリンマツツジ	保存樹
60	長坂のタブノキ	保存樹	78	新宮神社のシイ	保存樹
61	陰場の西条柿	保存樹	79	丸山町のエノキ・スダジイ	保存樹
62	富海のシキミ	保存樹	80	穴窪のエノキなど	保存樹
63	田内神社の森	保存林	81	下福田のセンダン	保存樹
64	村上神社の森	保存林	82	国分寺のイヌマキ	保存樹
65	灘手神社の森	保存林	83	国分寺のタブノキ・ムクノキ	保存樹
66	福庭のクスノキ・ケヤキ・モッコウ	保存樹	84	桜神社の森	保存林
67	上市神社のスギ・ヤマナシ	保存樹	85	津原のオハツキイチヨウ	保存樹
68	生田のクロマツ	保存樹	86	妙林庵のオハツキイチヨウ	保存樹
69	生田六部さんのエノキ	保存樹	87	大原の早咲き桜	保存樹
70	福富のハネリノキ	保存樹	88	福積神社の照葉樹林	保存林
71	仲ノ町のクスノキ	保存樹	89	法幢寺のタラヨウ	保存樹
72	東町のモッコク・ハイノキ	保存樹	90	服部のコナラ	保存樹
73	清谷のモッコク	保存樹	91	小鴨のスダジイ	保存樹
74	朝日神社の森	保存林	92	尾原神社社叢	保存林

倉吉市環境審議会委員名簿

平成16年11月30日現在

区分	氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	広田判権	倉吉資源リサイクル事業協同組合理事
	山口文雄	倉吉市自治公民館連合会副会長
	坂根國之	鳥取中央農業協同組合代表理事組合長
	山根邦重	倉吉商工会議所専務理事
	小林健治	鳥取県薬剤師会会長
	宮川正美	鳥取大学名誉教授
	金本悦子	倉吉市女性連絡会委員
	牧田圭子	鳥取県環境審議会委員
	生部美保	鳥取県青年団
市 民 代 表	久保田一興	
	伊田祐子	
	河原條光子	

倉吉市は、平成16年3月にISO14001を取得し、環境に配慮した取り組みを行っています。



Certificate No.AJA04/7295

倉吉市生活環境部環境課

〒682-8611

鳥取県倉吉市葵町722

電話（直通） 0858-22-8168

ファクシミリ 0858-22-1087